

平成27年度

情報公開制度・個人情報保護制度の
仕組みと運用状況を紹介します

より開かれた
市政運営のために

情報公開制度の仕組みと運用状況

☎ 相談・情報センター ☎ 44-6600

市が収集・作成したさまざまな情報は、みなさんの共有財産です。そして、みなさんに市政に参加していただくためには、情報が広く公開されることが必要です。市では、こうした観点から、より開かれた市政運営の実現に向け、情報公開制度の的確な運用を図っています。

■利用できるのは…

市の情報公開制度は、全ての人（法人を含む）が利用できます。27年度の情報公開請求者の内訳は **表1** のとおりです。

■公開の対象となる情報は…

市の全ての組織で作成・受領した情報が、公開の対象です。27年度の部門別決定件数とその処理状況は **表2** のとおりです。

■公開できない情報は…

みなさんのプライバシーに関することや、企業秘密は公開しません。また、市が事業を行うための交渉の方針など、公開することで公正・適正な市政運営が妨げられる情報も公開しないこととしています。27年度の情報公開件数とその理由は **表3** のとおりです。

■市政情報非公開の場合の救済制度は…

市政情報が開示されなかったことに不満がある場合は、市に不服申し立てをすることができます。市は情報公開審査会に諮問し、審査会では非公開の決定が適切であったかどうかを審査します。27年度は、不服申し立てはありませんでした。

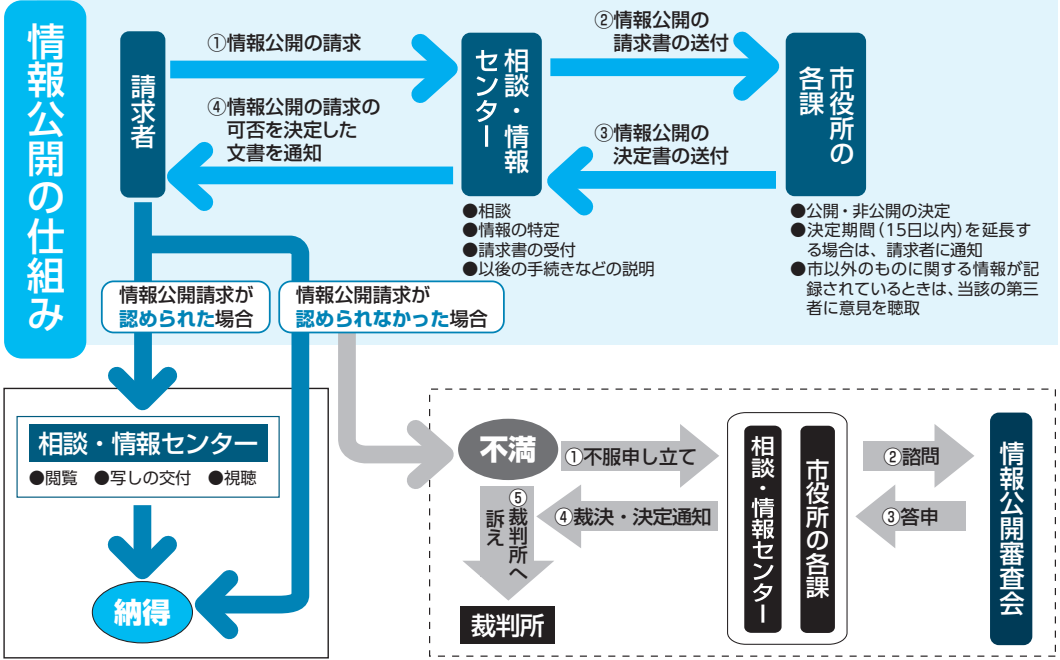


表1 請求件数と請求者の内訳

請求件数	内訳			
	市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体
99	12	15	46	26

表2 部門別の情報公開決定件数と処理状況

実施機関	決定件数	処理状況					不服申し立て
		公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	97	54	33	0	10	4	0
教育委員会	39	37	1	1	0	1	0
選挙管理委員会	2	0	1	0	1	0	0
監査委員	1	0	0	0	1	0	0
農業委員会	1	0	0	0	1	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0	0	1	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合 計 (注1)	141	91	35	1	14	5	0

(注1) 1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があるため、**表1**の請求件数とは一致しません。取り下げ件数は決定件数には含まれません。

表3 非公開理由の内訳

法令によって明らかに公開することができない情報	2
収入や職業、学歴など個人のプライバシーに関する情報	19
企業の経営戦略や技術、経営状況に関する情報	4
生命、身体や財産の保護、犯罪の防止のための情報で、公開すると安全安心に支障が出る情報	29
合 計 (注2)	54

(注2) 1件の決定について複数の非公開理由があるため、**表2**の一部公開件数と非公開件数の合計とは一致しません。

市民会議などの
公開状況をお知らせします

☎ 相談・情報センター ☎ 44-6600

市では、開かれた市政運営のために市民会議などの様子を広く公開しています。平成27年度の情報公開状況は右表のとおりです。

◆傍聴などの状況

傍聴があった会議数＝14会議、傍聴人延べ人数＝91人

区 分		会議数・回数	構成比
対象となる市民会議・審議		47会議 (注2)	
	公開	36会議	70.6%
	一部公開	7会議	13.7%
	非公開	8会議	15.7%
会議の開催延べ回数 (注1)		162回	
	公開	129回	79.6%
	一部公開	19回	11.7%
	非公開	14回	8.7%

(注1) 回数は、延べ405回のうち、非公開で行われる介護認定審査会(延べ222回)と障がい程度区分判定等審査会(延べ21回)を除いています。

(注2) 1つの会議において、議題により公開・非公開が分かれる場合があるため、公開・一部公開・非公開件数の合計とは一致しません。

総合オンブズマン 平成27年度活動状況をお知らせします

☎ 相談・情報センター ☎ 44-6600

1 月別苦情申立受付状況 (27年4月～28年3月)

区分	受付件数	市内・市外在住者別		本人・代理人別		受付方法		
		市内在住者	市外在住者	本人	代理人	来訪	郵送・ファクス	電話
8月	1	1	—	1	—	1	—	—
9月	1	1	—	1	—	1	—	—
10月	1	1	—	1	—	1	—	—
1月	2	2	—	2	—	1	1	—
3月	1	1	—	1	—	1	—	—
合計	6	6	—	6	—	5	1	—

2 組織別内容別苦情申立受付状況

区分	受付件数	内 容
総務部	2	個人情報開示の黒塗り部分について 近隣の空き家について
市民部	1	滞納税支払いについて
健康福祉部	2	障害福祉サービス受給者証更新手続きに関する苦情 高齢者支援課が行った調査に関する苦情
子ども政策部	1	子ども育成課職員の対応について
合 計	6	

総合オンブズマンは、みなさんから寄せられた市政に関する苦情を、市と市民の間に立って公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

3 苦情申立処理状況

区 分	件数
1 苦情申立人に結果通知をしたもの	5
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1
(2) 行政の不備がないもの	3
(3) 所管外となったもの	1
(4) そのほか	—
2 苦情調査を打ち切ったもの	—
3 苦情申立を取り下げたもの	—
4 次年度に調査を持ち越したものの	1

※ 平均処理日数42日。